

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千六百五十五號
明治廿六年三月十七日（金曜日）
舊曆癸巳正月廿九日（癸丑）
日出午前四時五十分
入山午前四時四十分
月入午前四時四十分
月出午前四時五十分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し
一 本報一箇月前金五十五圓三箇月前金一圓五十圓六箇月前金三圓
一 本報一箇月前金六圓〇月報休刊
〇 時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一月月十三圓ノ運送料ヲ中受
時事新報廣告料（前定）
一行五號字廿四號 一日限 一日以上七以上
一行 二 付十三號十一號十號五號

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと寡からず獨り時事新報社社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社の方多き如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送せらるるものと請ふ

時事新報

地方官の地位を卑ふす可し

大に地方官を更迭して老物を淘汰し之に代ふるに壯年有爲の後進者を以てす可しと我輩の屢述べたる所なるが此頃聞く所に據れば政府にても兼てより此點に注意する所ありて今回はいよいよ斷行す可しと云ふ果して然らば甚だ妙なれども我輩は之と同時に更に進んで地方の官制を改正し知事の地位を卑くして書記官と同等のものにせんことを希望する者なり抑も今の地方官に老物多く其爲る所とかく社會の時勢に背馳して民情に適合せざるのみならず時として其老物が中央の施政に礙を容れ動もすれば尾大不掉の弊あるは世間に驚むる所にして即ち淘汰の必要ある所以なれども我輩の所見を以てすれば其弊の生ずる源は地方官の地位高きに過ぐるが爲なりと云はざるを得ず蓋し廢藩置縣の當初に於ては民情舊を忘れずして地方の長官と云へば舊藩主領主と同一に視るの風あるが故に之に臨むには自から威嚴を保つる要ありしものとならん政府に於ても亦一方の舊態を顧み依て以て民心を鎮制せしめたるの意味ありしものとならん即ち其地位權力を失はしたるは自から時の必要に出でたるものとならんれども今日に至りては時勢一變して大小の政務をの緒に就き中央の働き次第に活潑なるに隨ひ地方の治務は亦縮小して地方官の職權内に於て自由に處理す可きものとせば甚だ少なく大抵の事は中央政府の指揮を仰ぐの仕組を爲りたれば其地位も同じ割合に卑くして始めて其責を得べきなるに權力の減じたるにも拘はらず地位は單に舊の儀なるのみならず却て高きを加へたるは誠不都合の沙汰にして畢竟今日の弊源を成したるものも如し今の實際に府縣知事の地位は各省の次官と同等にして等しく勅任の列に在るが故に政府にて次官を

官報

○通信省令第六號
失除船取扱規則左ノ通相定ム
明治二十六年三月十六日
逓信大臣伯耆黒田清隆

第一條 船舶取扱規則ニ到達セズ其所在不明ナル船舶ハ船主ハ左記ノ事項ヲ記シ申付長ノ加印ヲ受ケ地方官廳ヲ經由シテ報告スルニ出ツヘシ
一 船舶ノ名稱種類 噸量 馬力（汽船ナルトキハ）及ヒ船主ノ氏名
二 船主ノ種類 国籍 及ヒ船主ノ代理
三 船舶乗組員及ヒ旅客ノ數 船主ノ氏名 年輪
四 船舶地ノ名 及ヒ其日時
五 船舶ノ出帆ノ日 及ヒ其内國航路船ニ在ルハ六ヶ月前外國航路船ニ在ルハ一年前ヲ經過スルモノ船主ノ所在ハ分明ナラザルトキハ八箇月ヲ失フモノト看做シ市町村長ニ於テ其船舶ヲ引渡シテ其官報ニ記シ地方官廳ヲ經由シテ報告スルニ出ツヘシ
六 船舶ヲ引渡シテ其官報ニ記シ申付長ノ加印ヲ受ケ地方官廳ヲ經由シテ報告スルニ出ツヘシ

ハ其官報ニ記シ市町村長ニ出ツヘシ市町村長ハ其船舶ヲ引渡シテ其官報ニ記シ申付長ノ加印ヲ受ケ地方官廳ヲ經由シテ報告スルニ出ツヘシ
○逓信省告示第八十五號
西洋形船舶名稱變更ノ許可ヲ受ケントスル者ハ登簿船ニ在テハ逓信省ニ不登簿船ニ在テハ地方官廳ニ願出ツヘシ其許可ヲ與フルハ左記ノ場合ニ限ル
一 前船主ノ氏名社名ヲ船名ト爲シタル船舶ヲ取得シテ之ヲ變更セントスルトキ
二 外國船舶ノ船舶ヲ取得シ其船名ヲ變更セントスルトキ
三 船名ニ番號ヲ冠付シ又ハ冠付シタル番號ノモチ變更削除セントスルトキ
明治二十六年三月十六日
逓信大臣伯耆黒田清隆

○逓信省告示第八十六號
本月二十一日ヨリ左ノ郵便局ニ電信取扱ヲ開キ郵便電信局トス
明治二十六年三月十六日
逓信大臣伯耆黒田清隆

雜報

○ニカラガ運河の利益 合衆國諸州の有爲者はニカラガ運河を速に開通せしめんと各州知事等の盡力にて全國より委員を集めセントルイに大會を開き其方法を議したるものと先頃の紙上に記せしが右委員は數日間熱議の上決議書を作りて諸方に廻送し尙ほ合衆國政府の補助と請願し其他資本募集に盡力する等目下頻りに計畫中にて既に上院へは同案の提出されたるものありと云ふ左に掲ぐるは即ち委員決議書の一部なり就て見れば同運河開鑿の米國に利益ある一斑を知るに足るべし
運河の費用及び年限 大西洋と太平洋の間に中央亞米利加を横斷して運河を開鑿するにニカラガ線を以てする時は運河の里程百六十九哩の内開鑿すべきものは只だ二十六哩四分の三にして残り百四十二哩四分の三はニカラガ湖サンヨアン河及び凹地を經過するものなるが故に開鑿と要せずニカラガ湖は世界の軍港及び貿易港として充分なる湖水にして長さ百十里幅六十哩最も深き所は二百五十呎あり開鑿運河の計畫は大西洋より入込むものは運河より十二哩四分の三の所までは大洋と同水平を進入し其里程の所に於て三箇所に水閘を設け以て湖水を同水平に引上げ上流よりサンヨアン河ニ運入り湖水を横斷して太平洋海岸を距るものと僅かに三哩半の所に至る而して此所に於て太平洋と同水平に引下げ以て同洋に出でしむるものなり開鑿費用は工事中株金の配分利子をも算入して十億ドルに要せざるべく年限は五箇年内に完成すべし
既成工事の模範と氣候 線路の測量は既に完了し開鑿區域地層の検査も概れり大西洋の入口グレイタウン港は既し浚渫して吃水十四呎の船舶入港に差支なく且止及ビ家屋等も新築を經り、電信線もあり鐵道は十二哩の間に往復し其外線路二十哩の間に橋水を築き開鑿區域は以前巴拿馬に於て用ひしものを移し米國に最大なるものあり氣候は健康に適當して右鐵道線路上事は沿海を築めたるものなれども之は使役せし北方産のもの千六百人中四箇月の間に死亡せしもの二名ありしに過ぎず米國より移住せし技術者二百名中二年間に於て病を起して死亡したるもの一人もなし

A BELATED PASSENGER AND A DILATORY TICKET SELLER.